

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱

20水漁第2745号

平成21年4月1日

農林水産事務次官依命通知

(最終改正 令和3年1月28日付け2水推第1312号)

(通則)

第1 水産業体質強化総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、水産業の体質強化を図るため、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性重視の操業・生産体制への転換を推進する漁業改革推進集中プロジェクトの推進及び資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3の1に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。以下同じ。）等に基づく取組の支援を総合的に行うことにより、効率的に漁業の構造転換を促進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ること並びに商業捕鯨の再開に向けた科学的データの収集のため、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2の規定に基づき選定され又は認められた団体（以下「事業主体」という。）が行う水産業体質強化総合対策事業を実施するための実施要綱に基づく減船等に係る補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）、運転経費、用船料等又は鯨類科学調査経費に係る助成金の交付を造成された基金によって行う事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助事業及び基金事業に係る経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 事業主体は、別表の区分の欄に掲げる各事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号の1及び別記様式第1号の2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第8 事業主体は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 事業主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第10 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）に要する経費の配分された額の変更をしようとするとき。

- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

- 第11 事業主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第12 事業主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。
- ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による事業遂行状況報告書の提出のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

- 第13 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、事業主体からの請求により、必要と認められる金額については、別記様式第6号の概算払請求書により概算払をすることができる。
- 2 事業主体は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(基金の支払)

- 第14 事業主体は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、事業主体は、補助事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである

場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（基金事業の実績報告）

- 第16 交付規則第6条第1項の別に定める造成完了報告書は、別記様式第11号のとおりとし、事業主体は、基金の造成が完了したときは、その日から10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第17 大臣は、第15及び第16の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第18 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）事業主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）事業主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）事業主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- （4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- （5）間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19 事業主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

- 第20 事業主体は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第21 事業主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

- 第22 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第23 補助事業者である事業主体は、間接補助事業者である事業実施者に補助金を交付するときは、第5から第22(第14及び第16を除く。)までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第24 事業主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第25 事業主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当

額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠、基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか(別途指示がある場合はこれによること)に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第26 事業主体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、別記様式第12号により、速やかに、交付を受けた基金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第27 事業主体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第28 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第29 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第30 事業主体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第5から第23まで(第14及び第16を除く。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者(以下「助成事業者」という。)が当該助成金等により実施する事業(以下「助成事業」という。)により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令において期間の定めが規定されていない財産にあっては当分の間)においては、事業主体の承認を受けずに、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号の事業主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業主体に納付させることがあること。

2 事業主体は、第1項第2号の承認をしようとする場合は、あらかじめ水産庁長官の承認を受けなければならない。

3 事業主体は、第1項第3号により助成事業者から納付を受けた場合の当該納付を

受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

- 4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、事業主体は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第31 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成21年4月1日20水漁第2745号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日21水漁第3011号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日22水漁第2426号)

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月20日25水漁第1800号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月3日26水漁第1285号)

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算にかかる実績報告等については、なお従前の例によるものとし、改正後の第22から第30までの規定は、この要綱の施行前に造成された基金についても適用する。

附 則(平成27年4月9日26水漁第1718号)

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日27水漁第1917号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月1日28水漁第1762号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日29水推第1242号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月30日水推第1100号）

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日水推第1088号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和元年度予算に係る実施要綱第3の1の（1）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和2年度に限り、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく実施要綱第3の1の（2）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、当該期間中に新たな事業期間を開始する場合、この通知によることができる。

附 則（令和3年1月28日2水推第1312号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても、この通知を適用する。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第3、第4関係）

区分	細分	経費	補助率		
1 漁業構造改革 総合対策事業費 (基金)		事業主体が、もうか、る漁業創設支援助 事業を実施するに、る水産業者の協同金を交するに要する経費	定額		
2 漁業構造改革 総合対策事業費 (基金・漁業革新 推進勘定)	1 漁業改革推進 集中プロジェクト 運営事業費 (基金)	1 中央プロジェクトが、エクト本部運管事業費 中業主が、部に漁業改部推進集 事業主が、に必要経費を要する プロジェクトの必要経費	定額		
		2 地域プロジェクトが、エクト運管事業費 地業主が、に必要経費を要する 事業を助成するに要する経費	定額		
	2 漁業構造改革 推進事業費(基金)	1 もうか、る漁業創設支援助 事業主が、業協同組に等しい くもるか、る漁業協同組に等しい すもるか、る漁業協同組に等しい 料等算定するに要する経費 並びに必要経費を要するに要する 付すに要するに要するに要する の画業導入の発交す術設対をす	づ実施船額交する計事で金成 基実用定をす善援し成造業 にをて算金成改支助を殖漁 事業対し等成造業設にる金養 料約る基金養業体にな認う に係る定漁業に等認る事 必要経費、か殖機に経づ施・ る養、材たすに基実発め る材、める基実発め る要画業術に要するに要する に要するに要するに要する	定額	
		2 漁船漁業再生事業費 事業主が、業協同組に等しい 実施するに要するに要するに要する	をて金 業しな 事要 生に 再等 業必 費	定額	
		3 漁業構造改革 総合対策事業費 (基金・競争力 強化型勘定)	事業主体が、認 も水産業協同組に等しい 定額及び必要経費を要するに要する に必要経費を要するに要するに要する か、る漁業協同組に等しい 等な基金を業創設してす 定る漁業協同組に等しい 施者金を業創設してす 成す	づする算事 等たるめ にする経 う殖材 機必要 認か る業 を	定額
		4 鯨類資源持続 的利用支援調査 事業費(基金)	事業主体が、南極海及び北西太平洋 における鯨類を調査するに要する に必要経費を要するに要するに要する	をて金 業しな 事要 生に 再等 業必 費	定額
5 再編整備等推 進支援事業費 (単年度)	事業主体が、再編整備等 事業を実施するに要するに要するに要する	をて金 業しな 事要 生に 再等 業必 費	2 / 3、 1 / 2、4 / 3 / 9、1 / 3		

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日農林水産大臣
〇〇〇〇 殿所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了予定年月日
- 5 収支予算

令和 年 月 日

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。

6 添付書類
事業主体の定款及び事業計画書

- (注)
- 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日農林水産大臣
〇〇〇〇 殿所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり基金事業を実施したいので水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

（資源管理・漁業革新推進基金）

- （1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定）
- （2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）

（水産業体質強化総合対策事業基金）

- （1）漁業構造改革総合対策事業費
- （2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費

3 基金造成に係る計画

区分	金額	備考
（資源管理・漁業革新推進基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定） （2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）	円	
（水産業体質強化総合対策事業基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費 （2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費		
合 計		

（注）基金の保有区分は金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
また備考欄には、基金の保有形態別に造成年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

事業主体の定款及び事業計画書

- （注）
- 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
 - 2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

事業主体 代表者 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき、申請する。

記（注2）

- （注1） 〇〇については、変更の場合は、「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- （注2） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

別記様式第4号（第11第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延申出書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣
 〇〇〇〇 殿

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第11第1項の規定に基づき届け出る。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第12第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第12第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに完了したものの		月 日までに完了予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	
（資源管理・漁業革新推進基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定） （2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定） （水産業体質強化総合対策事業基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費 （2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の1又は2の記の3に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣
 〇〇〇〇 殿
 (官署支出官水産庁長官)
 〇〇〇〇 殿

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 月 日 現在の出来高	今回請求額(C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月 日 現在の予定出来高	金額	月 日 までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の1の記の3に記載された事項について記載すること。

2 下線部は、第12第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第7号（第14関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金（基金）の支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
○○○○ 殿
〔 官署支出官水産庁長官 〕
○○○○ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業費補助金について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第15第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) (補助事業分) 実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣
 〇〇〇〇 殿
 (官署支出官水産庁長官)
 〇〇〇〇 殿

所 在 地
 団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号 (及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知) で補助金の交付決定 (及びその変更) の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱 (平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知) 第15第1項の規定に基づき、報告する。

(また、併せて精算額として再編整備等推進支援事業費 (単年度) 補助金 円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A + B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること(必要に応じて、添付された書類の他にも、支払経費の確認のための資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し)を提出させる場合がある。)
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 ○○○○ 殿」と追記すること。

別記様式第9号（第15第2項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補 助金	(A)のうち 年度内支出済 額	概算払 受入済 額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第10号（第15第4項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金
（○○○○○○○○事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
○○○○ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印のあるもの。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

令和 年度水産業体質強化総合対策事業造成完了報告書
（基金事業分）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
○○○○ 殿

〔 支出を伴う場合
官署支出官 水産庁長官 殿 〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり実施したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき、報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 資金造成に係る実績

区 分	金 額	備 考
(資源管理・漁業革新推進基金) (1) 漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定） (2) 漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定） (水産業体質強化総合対策事業基金) (1) 漁業構造改革総合対策事業費 (2) 鯨類資源持続的利用支援調査事業費	円	
合 計		

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
○○○○ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知）第26の規定に基づき、下記により申請する。
（なお、併せて事業基金の残額 円を返還する。）

記

1 総括表

事業名	事業基金 造成額 ①	運用額 ②	事業基金から の助成金支出額 ③	水産業協同組合等から の助成金返還額 ④	返還額 =①+②-③+④
(資源管理・漁業革新推進基金) 1 漁業構造改革総合対策事業費 (資源管理・漁業革新推進勘定) 2 漁業構造改革総合対策事業費 (競争力強化型勘定)	円	円	円	円	円
(水産業体質強化総合対策事業基金) 1 漁業構造改革総合対策事業費 2 鯨類資源持続的利用支援調査事業費					
合 計					

2 添付書類

- (1) 運用益取崩し報告書
- (2) 運用益（預入利息）明細一覧表